

令和7年 第2回教育委員会 会議録

日 時	令和7年2月13日（木） 午前9時00分～午前10時10分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	山本教育長、松本委員、流石委員、中野委員、畠山委員
事 務 局	教育部長、教育部副部長兼生涯学習課長、教育監兼総括指導主事、教育部主席課長兼文教課長、学校教育課長、生涯学習課担当課長、学校教育課担当課長兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、学校教育課主幹、文教課副課長、文教課主任
議 題	議案第1号 向日市部活動指導員設置規則の制定について 委員会諸報告 議案第2号 向日市議会令和7年第1回定例会の議決を経るべき案件 に対する意見について
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第1回会議録の承認について諮る。
	（全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、議案第1号「向日市部活動指導員設置規則の制定について」を上程する。
事務局	— 向日市部活動指導員設置規則の制定について — 本案は、市内中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における指導体制の充実を図るため、向日市部活動指導員設置規則を制定するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2項2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。 規則の主な内容としては、その身分については会計年度任用職員とし、部活動指導者として任用する際の要件を定義している。 列挙すると、中学校教員免許状を有する者、公益財団法人日本スポーツ協会が定める指導者資格を有する者、中高の部活動や地域でのスポーツ、文化、科学等に関する活動における指導経験を有する者、競技にかかる専門的な技能・知識を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有している者など、いずれかに該当するものということを要件としており、また、

事務局	実技指導をはじめ、大会への引率など、職務内容についても規定をしており、研修や公務災害の補償についても規定している。 なお、この規則は令和7年4月1日から施行するものである。 詳細については、奥村教育監から説明する。 部活動指導員の制度については、平成29年4月に学校教育法施行規則の一部改正があり、その中で、中学校や高等学校等において、校長の監督を受けながら、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする、部活動指導員の制度が制度化されたという経緯があった。 今回、本市の規則の第1条にもあるように、この規則を制定する趣旨としては大きく2点ある。1点目は、教職員の長時間勤務の緩和を図ること、2点目は、指導員による専門性の高い持続的な指導体制の充実を図ることである。 これまでと何が変わるのかというと、実は従来から、中学校には「外部指導者」として地域から部活動のお手伝いに来ていただいている方が数名おられた。 違いの1点目は、第2条にあるように、本市の会計年度任用職員となること、2点目は、中学校の教員が務めている、いわゆる「部活動顧問」と同等の権限を持ち職を遂行することになることである。 実技指導のみならず、例えば、休日等の練習試合や大会等に、単独で指導に当たることができることになる。そのため、例えば、土日の部活動は部活動指導員に任せることによって、中学校の顧問である教員は、その日に勤務をしなくてもよいという効果がある。 それだけの権限のあるものであるため、第3条にあるように、中学校教員の免許を持っていることが一番望ましいが、なかなか地域の人材の中で、それを限定すると非常に難しい面もあるため、各種スポーツ協会等団体の指導者資格を有する者、もしくは中学・高校やその他地域での、例えばスポーツ少年団等、そういったところでの指導経験がある、もしくは、各競技についての専門的な技能知識を有しており、学校教育に十分な理解があるというもの、そういった（1）から（4）という例示をしながら、それと同等の経験を有すると当該校の校長が認める者ということで、要件を少し緩和しながら、幅広く人材を求めるような形にしている。 その他は、会計年度任用職員としての報酬や費用弁償といった項目を定めている。具体的には、時給を1,600円程度と考えている。 また、第7条で指導員はその職務を遂行するため研究と修養に努めなければならないということで、研修について定めており、学校教育についての理解を求めるという点では、教育委員会と当該校の校長等が役割分担をしながら、研修を実施するという方向で考えている。
-----	---

	【質疑等】
委員	すでに制度として整っているかもしれないが、指導員本人や生徒が事故等に遭った場合の保険関係について、危機管理も含め、どのようになっているのか教えていただきたい。
事務局	部活動指導員の事故については、公務災害の補償ということで、一般の会計年度任用職員と同等の補償がある。 生徒については、スポーツ振興センターの対応となる。従来から変わりのない対応である。
委員	要件緩和ということで、幅広く人材を集められることが期待できるかと思うが、採用するにあたっては、どのような流れになるのか。教育委員会と学校長とで面談等を行うのか。 時間の割り振り等は学校側で行うとのことで、おそらくフルタイムという形にはならないかと思うが、この会計年度任用職員には副業等は認められているのか。そうしたものも含めないと、身分が不安定かと思われるため、そのあたりも説明願う。
事務局	任用に関わっては、おっしゃる通り、教育委員会と当該校の校長が直接、希望する指導者について面談を行った上で採用するという流れで考えている。 当面は、限定するわけではないが、土日の部活動を見ていただくということで、兼業・兼職で抵触しない程度ということで考えている。平日に毎日1時間や1時間半来ていただける方というのはなかなかおられないと思われ、こうしたところから試行的に取り組んでいけたらと考えている。この中でまたいろいろな課題が出てきたら、検討してまいりたい。
委員	指導員の報酬の1,600円程度というのは、他市でも大体同じような水準なのか。
事務局	国の方でも今ちょうど部活動の移行推進期に当たっており、その補助をいただく関係もあり、そちらの方では時給1,600円程度までという規定がある。他市の状況を見ても、すでに取り組んでいる自治体のほとんどが1,600円程度という時給の設定をされており、それに合わせたものである。
教育長	議案第1号「向日市部活動指導員設置規則の制定について」の採決を行う。

	(全員挙手)
教育長	議案第 1 号は承認された。 次に、委員会諸報告として、「向日市部活動指導方針の改訂について」報告願う。
事務局	― 向日市部活動指導方針の改訂について ― 部活動の本市の指導方針について、改訂のポイントは 1 点である。 先ほどの設置規則でお話ししたとおり、部活動指導員の要件を緩和するため、従来の本市の部活動方針の中では「教員免許を有し」と規定していたところを改訂したいということが趣旨である。 新旧対照表と、改訂版の両方見ていただくとよいが、まず表紙は「改訂版」を明記したこと、「令和 7 年 2 月」と改訂の日付を入れている。 内容としては、3 ページ、3 の、スキルアップコーチ等の活用に関する留意事項の(1)、部活動指導員の丸印の二つ目に、技術的な指導ができるとともに「教員免許を有し」と、教員免許を有していることを条件としていたため、技術的な指導ができるとともに「教員免許を有するなど」と、有することが望ましいが、それ以外も含めるという意味の表記に変更をしている。 あわせて、4 ページ目の最後に、改訂等の期日を挿入するというところが、今回の改訂である。 【質疑なし】
教育長	次に、「令和 7 年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について」報告願う。
事務局	― 令和 7 年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について ― 前回ご指摘いただいた本文の中身と、表紙の写真について説明する。 本文 1 ページの前文は、注釈が入っていなかった部分で、中央に「ウェルビーイング」の注釈を入れた。 同ページの「人権尊重」のところは、これまでは「人権という文化を生活の中に根付かせるため」という表現をしていたが、そこに「普遍的」という文言を入れている。 先日行われた社会教育委員の会議において、この部分がわかりにくいとのご指摘もあったため、この「普遍的」を入れている。 「普遍的文化」という言葉については、1994 年、国連の「人権教育のための国連 10 年」の「人権とは」という定義づけの中に、「人権とは、

普遍的文化」という文言がある。

また、1997年、内閣府が出した『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』の『「人権教育」とは』という定義の中にも、人権教育とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するため」という文言がある。

京都府が出した「人権教育を推進するために」という基本的な考え方の中にも、「人権という普遍的文化の構築」という文言があることから、「普遍的」という文言を入れたいと考えている。

5ページについては、前回あった誤植を「スポーツごころ」に修正している。

表紙の写真については、学校教育と社会教育のバランスをとるとともに、向日市の教育として、今年度の特徴的な取り組みや来年度も継続して取り組む内容を含んだ写真を選定した。今年度からデジタルの冊子での配布を行っているため、できるだけ個人が特定されないよう配慮している。

小学校については、3枚の写真を選定している。

上段の真ん中は、向日市小学生陸上運動交歓記録会の開会式の写真で、4年ぶりに市内6小学校が一堂に会して実施できたため、掲載している。

中段の右側は、ふるさと向日市への愛着と誇りを育む、ふるさと学習の活動の風景である。第3向陽小学校の5年生が、1年間を通じた稲作体験を行った中で、稲の収穫体験をしている様子である。

下段左側は、第6向陽小学校の6年生が、能楽師による伝統文化体験を行っている様子である。能楽師は、第6向陽小学校出身で、現在第4向陽小学校区に在住されている吉田能楽師である。

中学校については、3枚の写真を選定している。

上段の左側は、職場体験の写真である。職場体験についても、新型コロナウイルスの影響で、4年ぶりの実施となった。掲載写真については、活動場所が公的機関であるものを選定している。

中段の真ん中は、市の主催行事である中学生英語スピーチ大会の様子である。これまでのスピーチ大会は、準備してきた原稿を、演台を前にしてスピーチする形で行ってきたが、今年度から数枚のスライドを使ってプレゼンテーションをする形で行っている。その後、ALTによる質疑応答を行っており、写真はその質疑の場面である。

下段の右側は、異年齢交流である。中学生が幼稚園を訪問し、家庭科で作成したおもちゃで、園児に関わっている様子である。公私間連携については、これまでから取り組んできているため、掲載させていただいた。

社会教育については、3枚の写真を選定している。

上段の右側は、専門家による出前講座「月の満ち欠け」である。天文館職員が専門的な知識を活かし、小学生に指導している場面である。今年度は全小学校で出前講座を行った。

事務局	中段の左側は、文化資料館での事業「作って学ぼう 古代のみやこ・長岡京」の取り組みから、古代衣裳に身を包んだ子どもたちの写真である。 下段の中央は、今年１月１１日に開催された「物集女城跡国史跡記念シンポジウム」での小学生による専門家への質問コーナー的一幕である。一番右側の子どもが挙手をして発言をしている場面である。 ３段の構成になっているが、それぞれ小中学校のバランス、学校教育と社会教育のバランスをとり、縦横それぞれに、小学校、中学校、社会教育が入るように配置をしている。 引き続き、社会教育指導の重点について説明させていただく。 該当は本文の７ページから１０ページまでと最終ページで、新旧対応表は最終ページに掲載している。 ７ページの表題、「社会教育指導の重点」の直下、「社会教育においては第３次ふるさと向日市創生計画」の部分で、「２次」から「３次」に変更した。令和７年度から新たな計画期間が始まるための変更である。 ２行目、「向日市歴史的風致維持向上計画」という文言があったが、令和６年度で計画期間が満了することにより、削除する。 ８ページ上の方、(３)の「施設の特色を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実」の特記事項で、点線囲いの図書館の部分を変更し、「施設における蔵書構成やレファレンス機能の充実及びインターネットサービスや電子書籍サービス等の提供による利便性の向上」という文言を入れた。 これは昨年の１１月から、図書館で電子書籍サービスを導入したため、追加したものである。 同８ページの下の方、緑色の線部分「２ 地域社会の教育力の向上」の中の(３)に、以前はジュニアリーダーのことを記載していたが、今回、「地域の青少年健全育成団体等と連携し、体験活動を推進」という文言に変更した。 理由としては、体験活動を目的として「ジュニアリーダー養成講座」を開催するということで記載していたが、主催していただく協力団体の活動中止と、体験学習の機会が社会状況の変化によって民間企業等、あるいは学校の地域学校などでも多くなったことを受けて、事業内容を見直した。連携して体験活動を推進するということに重きを置き、(３)のように変更した。 １０ページについては、「向日市教育委員会組織図」の直下にある年号を、令和６年から令和７年に変更した。 最終ページは、向日市の史跡等について記載しているが、令和６年１０月に物集女城跡が国指定になったことを受け、物集女城跡のことを追加する予定で現在調整中である。
-----	---

委員	【質疑等】 以前からこの文言で記載されており、図書館では当たり前の言葉なのかもしれないが、「レファレンス」という言葉は、どのぐらいの方がその言葉自体の理解をされているのか。 図書館もいろいろと考えて充実され、活用される方も増えてきており、子どもたちの勉強のできる場所の提供もされていると聞くが、その中でレファレンスというのが、教育関係ではどの程度認知されて当たり前の状況となっているのか、教えていただきたい。 図書館利用が活発な市などはいいが、図書館の活用方法というものが周知されているようでされておらず、何かなと思われたりするのではないか。
事務局	「レファレンス」は、図書館関係者の中では周知されており、通常使用されている言葉だが、一般の市民の方は「レファレンス」と聞いても、わかりにくい。 利用される方は、何か知りたいことがあればすぐ職員に聞いてこられ、それが結果的にはレファレンスを使われたということになる。一般市民の方には、言葉に関係なく、図書館は調査研究のお手伝いすると周知されていると思われる。 注記を入れるよう考えたい。
教育長	常に使っていると、つい当然だろうと思ってしまうことがある。他にもそういう文言があればご指摘いただきたい。
委員	表紙の写真について、個別に「小学生」「中学生」とか書かなくてよいだろうか。能楽師との様子や「作って学ぼう」の写真など、子どもたちが小さいから、黄色い帽子をかぶっているからと、小学生だなとわかるだろうか。 スピーチ大会名に中学生、陸上の大会名に小学生と書いてあるため少し気になったが、書かなくてもわかるなら、それでもよい。
事務局	中学生の写真には3つとも「中学生」と入っている。陸上大会については「小学生」と入っており、中段のふるさと学習の写真は黄色い帽子をかぶっているので小学生とわかる。左下の能楽師による伝統文化体験は、小学生か中学生かわかりにくい部分ではあるが、制服や指定の体操服を着ていないというあたりで判断していただけるかと考えている。
委員	社会教育指導の一つ目、「向日市歴史的風致維持向上計画」の前の読点も

	削除されるものと思われる。確認いただきたい。 図書館の部分については、元は「と」や中点で繋がっていたが、「や」や「及び」が続いて、どこが並列かが少しわかりづらくないだろうか。 せっかくの紹介や案内が、より伝わりやすいようにしたいと思う。
事務局	検討させていただく。
委員	社会教育のスポーツの推進の箇所は特に変更がないようだが、学校教育の方で「スポーツごころ」という新しいキーワードが出ており、これは、こちらの社会教育とは関係しないのか。
事務局	学校教育の方では、学校の指導要領等に「スポーツごころ」という言葉が記載されている箇所があったためこの言葉を入れたが、社会教育の方は、まだ様子を見させていただいている状況である。
教育長	学校教育の方では、スポーツを「やってみよう」という前向き・積極的な姿勢などを育みたいという意味でこの言葉を使っているようだが、社会教育は、皆さん、自分の健康保持や維持・増進など、楽しみたいというところがある。 社会教育も関係がないわけではないが、そうした違いがあるため、様子を見させてもらっている。
教育長	次に、「令和6年度第2回いじめ調査の概要について」報告願う。
事務局	— 令和6年度第2回いじめ調査の概要について — いじめ調査については、11月に1回目の追跡調査、同時期に2回目を実施し、1月9日に京都府教育委員会に報告をした。2月に2回目の追跡調査を実施する予定にしている。現在、2月に入り、各校で追跡調査を行っているところである。 第1回調査の「認知、未解消、解消の件数」について、小学校では、認知件数が570件、解消件数が530件で、93%である。 中学校は、認知件数が108件、解消件数が89件で、82%である。 第2回調査の認知件数は、小学校が542件、中学校が106件である。 認知件数の小中学校の年間合計では、令和5年度と同数の1,326件となっており、令和2年度を底に、令和3年度からほぼ横ばいの状況で推移している。 令和6年度の学年別認知件数については、小学校では1年生が例年より少なく、2年生よりも少ない状況となっている。2年生は、昨年度より増加をしている。2年生から、学年が上がるにつれ、認知件数は一見減少す

	る傾向が見られる。中学校では、2年生の件数が増加している。 文部科学省でも、いじめ認知については、認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることの証であるという見解を出しているため、件数の増加については、それぞれの生徒の思いをしっかりと把握できていると判断している。しかし一方で、嫌な思いをしている子どもたちが、現にこれだけいるということであるため、そういう思いを起こさせないような指導もしっかりしていきたいと考えている。いじめの芽、兆候を見逃さずに早期発見、早期対応が大切であるため、いじめを認知している児童生徒については、それぞれの状況を継続的に丁寧に見守っているところである。 次に、「未解消の状況」についてだが、1回目追跡調査後の未解消件数は、小学校は40件である。このうち、見守りが16件、要支援が17件、要指導が7件である。 中学校は19件が未解消であり、このうち見守りが14件、要支援が5件、要指導が0件である。 2回目調査の未解消件数は、小学校が527件、中学校は106件である。2回目調査は、いじめ日から3ヶ月が経過していないため、そのほとんどが未解消件数となっている。 最後に、「いじめの態様」についてだが、小学校では、①「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、次に、③「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」、そして②「仲間はずれ、集団による無視をされる。」、の順に多く、中学校においても、①、②、③がほとんどの態様を占めている。 【質疑等】
委員	このいじめの調査は、どのように実施されているのか。 紙でなくタブレットでも書けるかと思うが、紙を配って、ホームルーム等の時間内に書きましょうという形にしているのか、たとえば1週間ほど余裕があったりするのか。 もしタブレットの方が書きやすいという子がいたら、それも対応していただきたい。子どもたちが書きやすい環境であればいいと思う。
事務局	調査書は、紙での記入となっている。京都府の基本形式を踏襲しながら、紙で実施しているのが現状である。 一定の時間を取っている学校もあるが、「この時間に書きましょう」として書いている学校も多い。
委員	「この時間に書きましょう」だと書きにくい子もいるのではないか。個人的には、2～3日程度、ゆっくり家で書く時間を欲しい。

事務局	書きにくいとか、言葉にするのに時間がかかる子もいると思うため、配慮してもらえたらと思う。 この記入されたアンケートをもとに、全員がしっかり面談をしており、書きにくかった部分や、例えば、書いたけど消しゴムで消したような跡なども若干見られる場合には、これは何を書いていたのかとか、どういう気持ちで書いていたのかという部分については、各担任の方から、子どもに話を聞かせてもらっている状況にある。
委員	1回目から2回目の調査で、認知件数自体は同じような傾向になっており、一旦1回目で解消したあとまた同程度認知されているようだが、それがすべて新しい案件なのか、またぶり返しているのか、把握されている状況はどうか。
事務局	その時その時のいじめの状況を聞いているため、幅広く聞く部分については、同じ子からの嫌な思いをしているという、重なる部分もある。 その都度、嫌な思いを聞いて、それを解消できるように指導しており、同じ児童生徒がついている場合については、さらに加害者・被害者の話をしっかりと聞き、指導を進めているところである。
委員	インターネット上のいじめが、気になるところである。小学生は、2回目調査では少し前年度より減っているようだが、この数値自体は、今の他の小学校と比較したり全体的な中で、向日市はそれほど多くはないという理解でよいか。
事務局	先日2市1町で、いじめに関する委員会の場で情報交流をした中では、向日市の⑧「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の態様については、少ないようであった。 小学校・中学校とも、LINEや、NTT、KDDI等のスマートフォン・携帯電話の出前教室等を活用し、その使い方についての指導や、使い方の難しさ、危険な使い方は駄目だという啓発等を行っているため、特に小学校については、そうした効果も出ているのかと思う。 また、それぞれの学校で昨年度起こった事象をもとに、しっかり教員で共通理解して、保護者啓発にもしっかり取り組んでいる。そのあたりで数が減っているのかなと思うが、これも今年減ったから来年ないというわけではないため、引き続き指導を進めてまいりたい。
教育長	次に、議案第2号「向日市議会令和7年第1回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」を上程する。

	この議案については公開することにより、今後の市議会での審議への影響も考えられるため、教育委員会会議規則第14条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会)
教育長	議案第2号「向日市議会令和7年第1回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第2号は承認された。 秘密会を解く。 (以上秘密会)
教育長	閉会宣言

令和7年第2回教育委員会

令和7年2月13日（木）

午前9時00分から

向日市役所 第10会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

議案第1号 向日市部活動指導員設置規則の制定について

委員会諸報告

- ・向日市部活動指導方針の改訂について
- ・令和7年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について
- ・令和6年度第2回いじめ調査の概要について

議案第2号 向日市議会令和7年第1回定例会の議決を経るべき案件に対する
意見について

- ・令和7年度向日市一般会計予算について

4 閉 会

向日市教育委員会議案第 1 号

向日市部活動指導員設置規則の制定について

向日市部活動指導員設置規則の制定について、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 1 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

向日市教育委員会
教育長 山 本 真 也

教育委員会規則第 号 向日市部活動指導員設置規則

〔教育部学校教育課〕

1 制定の趣旨

市内中学校の部活動に学校教育法施行規則第 78 条の 2 に規定する部活動指導員を設置することにより、教職員の長時間勤務の緩和を図るとともに、部活動指導員による専門性の高い持続的な指導体制の充実を図るため、部活動指導員の設置に関し、必要な事項を定めるもの

2 内容

部活動指導員の身分等、必要な事項を規定するもの

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

教育委員会規則第●号

向日市部活動指導員設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、向日市立中学校（以下「学校」という。）の部活動に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を設置することにより、教職員の長時間勤務の緩和を図るとともに、指導員による専門性の高い持続的な指導体制の充実を図るため、指導員の設置に関し、向日市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第20号）及び向日市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(要件)

第3条 指導員は、満18歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する中学校教員免許状を有する者
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟団体規程第2条第1項に規定する加盟協議団体が認定した指導者資格を有する者
- (3) 中学校若しくは高等学校の部活動又は地域でのスポーツ、文化、科学等に関する活動において指導した経験を有する者
- (4) 指導する競技に係る専門的な技能・知識を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有していると認められる者
- (5) 前各号のいずれかと同等の経験等を有すると指導員が設置される学校の校長（以下「校長」という。）が認める者

(勤務形態)

第4条 指導員の勤務日及び勤務時間の割振りは、校長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第5条 指導員の報酬及び費用弁償は、向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第4号）及び向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第19号）の定めるところによる。

(職務)

第6条 指導員は、校長の指揮監督の下、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 実技指導に関すること。
- (2) 安全及び障害予防に関する知識、技能の指導に関すること。

- (3) 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率に関する事。
- (4) 用具及び施設の点検及び管理に関する事。
- (5) 年間及び月間指導計画の作成に関する事。
- (6) 事故が発生した際の現場対応に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部活動の指導に関し、校長が必要と認める職務（研修）

第7条 指導員は、その職務を遂行するため、研究と修養に努めなければならない。

2 向日市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長は、指導員に対し、研修を行うものとする。

（公務災害の補償）

第8条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき補償する。

（その他）

第9条

この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

諸報告資料

向日市部活動指導方針の改訂について

令和7年2月13日
学 校 教 育 課

別紙

向日市部活動指導方針の改訂について（対照表）

向日市部活動指導方針の改定について

現行	改定案	改定理由
<表紙> 向日市部活動指導方針 平成30年8月 向日市教育委員会 <3ページ> 3 スキルアップコーチ等の活用に関する留意事項 (中略) (1) 部活動指導員 ○ 部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務(審、事務)等を行うこと。 ○ 技術的な指導ができるとともに、教員免許を有し、学校教育に関する知識を持ち理解している者を任用すること。 ○ 学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する研修を実施すること。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施すること。 (2) 外部指導者 ○ 校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行うこと。 <4ページ>	<表紙> 向日市部活動指導方針 改訂版 令和7年2月 向日市教育委員会 <3ページ> 3 スキルアップコーチ等の活用に関する留意事項 (中略) (1) 部活動指導員 ○ 部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務(審、事務)等を行うこと。 ○ 技術的な指導ができるとともに、教員免許を有するるなど、学校教育に関する知識を持ち理解している者を任用すること。 ○ 学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する研修を実施すること。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施すること。 (2) 外部指導者 ○ 校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行うこと <4ページ> (改訂等時期を挿入) 平成30年8月 策定 令和7年2月 一部改訂	・「改訂版」を明記 ・改訂の時期を更新 ・教員免許を保有していなくても、地域での指導実績や専門的な技能に加え、学校教育に関して十分な理解があると認められる者の任用を図るため ・改訂にともない策定及び改訂の時期を挿入

向日市部活動指導方針

改訂版

令和7年2月

向日市教育委員会

はじめに

中学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置づけられています。また、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」とも示されています。さらに、平成29年3月に告示された新学習指導要領（中学校）では、「持続可能な運営体制が整えられるようにする」ことが新たに追記されています。

部活動は学級や学年の枠を超えて、生徒が組織し、活動を展開することにより、生徒が、仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合い、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する場として大変有意義な活動と言えます。また、部活動は生徒のよりよい学校生活を一層促進し、生徒や保護者の学校への信頼や期待をより高めるとともに、学校全体における一体感の醸成にもつながるものとして、我が国の学校教育においては、人間形成の観点からも大きな役割を果たしてきました。

体育系部活動は、体力や技術の向上を図るとともに、競技力の面でスポーツの振興を支えてきており、文化系部活動においても文化の振興に大きく寄与してきたことは言うまでもありません。

しかしながら、中学校の部活動を指導する教員において、部活動指導による長時間勤務が物理的負担の要因となるとともに、競技未経験の教員による顧問配置は、技術指導面での精神的な負担になっています。また生徒においても、適切な休養日が明確に設定されていない状況下での活動は、バランスのとれた生活や成長の面からも身体的・精神的な負担になっていることが指摘されています。

このため、向日市教育委員会では、国の動向を踏まえるとともに、平成30年4月に策定された「京都府部活動指導指針」を基に、練習時間や休養日の設定を明確にするなど、部活動の適切な指導、大会・発表会等の精選、部活動指導員の活用等について、各学校における部活動の適正化を図り、より一層充実・発展することを目的として、部活動指導の基本的な事項や留意点等をまとめた部活動指導方針を策定しました。

各学校における部活動の指導については、本方針に基づき管理職のみならず、全ての教職員の共通理解を図り、家庭や地域等の理解や協力を得ながら、各部の特性・特徴を生かした適切かつ効果的な活動が行われるとともに、部活動を通して生徒一人一人が心身ともに成長し、豊かな人間性が育まれ、将来の充実した人生に繋がっていくよう願っています。

平成30年8月 向日市教育委員会

目 次

部活動指導方針

部活動の意義

- 1 練習時間・休養日の設定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 練習時間・休養日の設定
 - (2) 活動計画（年間・月間）
- 2 指導の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 適切な指導
 - (2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止
 - ア 体罰
 - イ ハラスメント行為等
 - (3) 安全管理と事故防止
 - ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止
 - イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理
- 3 スキルアップコーチ等の活用に関する留意事項・・・・・・・・ 3
 - (1) 部活動指導員
 - (2) 外部指導者
- 4 今後の部活動運営の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 学校全体での部活動マネジメントの確立
 - (2) 指導体制
 - ア 顧問の指導上の留意点
 - イ 顧問の複数配置
 - ウ 顧問の勤務時間管理
 - (3) 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方
 - (4) 家庭及び地域等との連携

部活動指導方針

本方針は、中学校における体育系及び文化系の部活動全体に係る方針である。

部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。

1 練習時間・休養日の設定等

部活動指導においては、体育系・文化系を問わず、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、練習や大会参加等を計画的に設定・管理するとともに指導方針・活動計画（年間・月間）を作成し、校長からの活動承認を受けることが重要である。

(1) 練習時間・休養日の設定

ア 練習時間

- 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度であること。
- 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。

イ 休養日

- 週当たり土・日曜日を含む2日以上設定すること。
- 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。

ウ その他

- 練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し設定することが重要であり、種目特性や練習内容、大会や発表会等の予定を考慮しながら設定すること。
- 長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いであるとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。

(2) 活動計画（年間・月間）

- 部活動の活動方針及び活動計画において、部活動運営の理念や目的、目標を示した上で、年間行事から長・中・短期的目標を立案し、練習や試合、発表会、イベント等の活動計画について、年間・月間の計画表を作成すること。
- 活動計画については、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、年間を通して、1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選すること。
- 練習や大会参加等の計画的なスケジュールを設定・管理をするために、活動方針・活動計画は、必ず管理職による事前の承認を受けること。

2 指導の在り方

(1) 適切な指導

- 医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において積極的に活用すること。
- 成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行うこと。
- 発達の個人差や女性特有の健康問題（エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症等）について、正しい知識を持ち指導に当たること。
- 大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないようにすること。
- 少子化や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動を行える機会を設けること。

(2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止

部活動は、閉鎖的な状況での活動となりがちであるが、生徒の自主的な活動であることを踏まえて実施されるべきものであり、指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないように十分留意しなければならない。

また、体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではない。

さらに、体罰等を防止するため、指導者は生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築しなければならない。

ア 体罰

- 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん懲戒としての体罰も禁止である。
- 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為は許されない。
- 体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。

イ ハラスメント行為等

- セクシュアル・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。

- パワー・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあってはならない。

(3) 安全管理と事故防止

ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止

- 計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習

得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。

- 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。
- 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応すること。
- やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。

イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理

- 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底すること。
- 熱中症対策
「暑さの指数」をチェックすること。（WBGT測定器の活用等）
- 気象変化対策
落雷（雷探知機の活用）、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集すること。

3 スキルアップコーチ等の活用に関する留意事項

学校は、学校の実態に応じ、スキルアップコーチ等を活用の際は、学校の目標や方針等を踏まえた適切な指導を行うとともに、学校との連携を深め、相互に情報共有しながら指導すること。

学校及び顧問は、指導をスキルアップコーチ等に任せきりとせず、相互に情報共有し、連携を密にして指導すること。また、指導において必要な時には、スキルアップコーチ等に対して適切な指示を行うとともに、指導や健康管理において地域のスポーツドクターやトレーナー等の専門的な地域人材等とも連携しながら部活動を運営する視点をもつこと。

（※スキルアップコーチとは、京都府における部活動指導員及び外部指導者の総称である。）

(1) 部活動指導員

- 部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務（審判、事務）等を行うこと。
- 技術的な指導ができるとともに、教員免許を有するなど、学校教育に関する知識を持ち理解している者を任用すること。
- 学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する研修を実施すること。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施すること。

(2) 外部指導者

- 校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行うこと。

4 今後の部活動運営の在り方

(1) 学校全体での部活動マネジメントの確立

- 校長は、本方針に則り、校内で策定した「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」等を公表（学校のホームページ等）するとともに、活動状況の把握を行うこと。

- 校長の理解とリーダーシップのもと、部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、部活動数の精選や顧問配置等、部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進めること。
- 学校内に部活動検討委員会を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について検討するとともに、生徒の健康状態、心身の発達状況等について情報交換や共有する場を整え、共通理解のもと指導できる体制を構築すること。
- 校長は、体罰やハラスメント行為等の防止に向け、校内研修を充実すること。
- 学校、指導者、生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで運営・活動できるようにすること。
- 必要に応じて、技術的な指導や援助等について、スキルアップコーチ等の活用を検討すること。

(2) 指導体制

ア 顧問の指導上の留意点

- 顧問は、部活動の運営方針や指導者自身の指導理念を一方的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定すること。
- 効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での医・科学的な理論や科学的根拠等の研究成果を積極的に収集・理解し、指導において活用すること。

イ 顧問の複数配置

- 主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう学校体制や部活動の活動状況に応じて、顧問の複数配置を可能な限り行うこと。
- 部活動が指導者の個人的な考え方や方針による閉鎖的で不適切な活動にならないよう管理職や他の教職員が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整え、開放的な活動にすること。
- 部活動指導における事故発生時等の対応について、危機管理マニュアルに基づいた応急処置や関係機関への連絡体制など、適切かつ迅速な対応をすること。

ウ 顧問の勤務時間管理

校長は、顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問による連携やスキルアップコーチ等の活用により、適正な勤務時間管理を行うこと。

(3) 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方

- 校長は、教育的意義、生徒及び顧問の心身への負担軽減の観点から、参加する各種大会等を精査するとともに、顧問の大会運営及び業務の関わり方についても、日常の校務等に支障をきたさない範囲の運営体制を整えること。

(4) 家庭及び地域等との連携

- 各部活動における活動方針や活動計画（年間・月間）等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に十分に説明し、理解や協力を得ること。
- 定期的に保護者会等を実施し、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握するなど、互いに情報共有をすることにより、部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努めること。
- 地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解や協力を十分に得ること。

平成30年8月 策定
令和7年2月 一部改訂

令和7年度



向日市の教育



中学生職場体験



小学生陸上運動交歓記録会



天文館出前講座「月の満ち欠け」



作って学ぼう 古代のみやこ・長岡京



中学生英語スピーチ大会



ふるさと学習(稲作体験)



能楽師による伝統文化体験



物集女城跡国史跡記念シンポジウム



異年齢交流
(中学生による幼稚園訪問)

向日市教育委員会

令和7年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進

現代は将来の予測が困難な時代であり、社会や経済の先行きに対する不確実性はこれまでになく高まっている。その中で、個人と社会のウェルビーイング※を実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要とされている。

また、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子どもの貧困、格差の固定と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄さなどは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。さらに、グローバル化やデジタルトランスフォーメーションは労働市場に変容をもたらしており、これからの時代の働き手に必要となる能力は変化している。AIやロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働してチームで問題を解決するといった能力が今後も一層求められることが予想されている。人づくりを担う教育もまた、多様な価値観と多様な学びが広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義を改めて問われるようになった。

こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

※ウェルビーイング 身体的・精神的・社会的によい状態にあること。生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。

自 立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。

協 働

新たな価値を創造することを目指し、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。

人権尊重

人権という普遍的文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習
(地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興)
- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション
(コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働)

学校教育指導の重点

現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。

本市では、「第3次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。

このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」※を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。

豊かな学びの創造と 確かな学力の育成	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力(思考力・判断力・表現力等)の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成
豊かな人間性の育成と 多様性の尊重	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実
健やかな身体の育成	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進
学びを支える 教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり
学校・家庭・地域の連携・協働 による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

※「社会に開かれた教育課程の実現」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にし、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

豊かな学びの創造と確かな学力の育成

- 児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学びの実現に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力※₁をはぐくむ教育を推進する。

※₁ 確かな学力

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力

1 基礎的な知識・技能の習得

2 活用する力(思考力・判断力・表現力等)の育成

3 主体的に学習に取り組む態度の育成

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善
- (2) ICT を効果的に活用した授業の実施
- (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施
- (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力※₂の向上に向けた取組の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
- (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施
- (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実
- (13) 中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

※₂ 非認知能力

コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力

特に配慮すべき事項

- (1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮
・課題解決型の授業
- (2) ・1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施
・情報活用能力の育成
- (3) ・ALT(外国語指導助手)の積極的な活用
・小中や小小の連携強化による学習指導の充実
- (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握
- (5) ・「子どものための京都市式少人数教育」を踏まえた指導充実
- (9)(11)・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
- (10)・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進
・地域人材の活用
・市内各施設・史跡等の活用
- (12)・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携
- (13)・英語検定チャレンジ事業を活用し、英語への関心や学習意欲の一層の向上

豊かな人間性の育成と多様性の尊重

- 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。
- 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。
- すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。

1 人権教育の推進

2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実

3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実

4 いじめや暴力行為の防止対策の充実

5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題(部落差別)を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (4) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
- (5) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実
- (6) 家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- (7) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (8) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成
- (9) 読書活動を支える学校図書館機能の充実
- (10) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実
- (11) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用
- (12) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実
- (13) 向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- (14) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (15) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実
- (16) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実
- (17) ~~幼保小保幼小~~、小中の校種間連携の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
- (2) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実
- (4) ・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
・『《道徳教育の進め方》京都市ハンドブック』等の活用
・小中学校道徳実践交流会の充実
- (9) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携
- (10) ・コーディネーター連絡会議の充実
・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用
- (12) ・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (13) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育
- (14) ・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実
- (15) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
- (16) ・教育相談事業等の効果的な活用(巡回・来所・電話相談、ひまわり広場(旧適応指導教室)、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置)
- (17) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や~~幼保小保幼小~~指導者による合同の研究機会の充実

健 や か な 身 体 の 育 成

- 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。

1 体力・運動能力の向上

2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

3 食育の推進

- (1) 体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実
- (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
- (3) 中学校部活動の地域移行に向けた検討
- (4) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成
- (5) 家庭との連携による基本的な生活習慣の確立を図る取組の充実
- (6) 生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実(喫煙・飲酒・薬物乱用防止、感染症対策、メンタルヘルス、性教育等)
- (7) 学校給食を通じた食に関する指導の充実による食育の推進
- (8) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

※ 「スポーツどころ」

「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々が日々の生活の中で「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という前向きで積極的な心の有り様の総称

特に配慮すべき事項

- (1)・新体力テストの結果活用
・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進
・「スポーツどころ※」をはぐくむ教育の推進
- (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進
- (3)・中学校部活動の地域移行に向けた部活動指導員の活用や部活動・市内のスポーツ団体等と協議
- (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導
・「生命(いのち)のがん教育」の活用
- (7)(8)
・栄養教諭・栄養士による授業の充実
・小中学校9年間を見通した食育の推進

学 び を 支 え る 安 心 ・ 安 全 な 教 育 環 境 の 充 実

- 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。
- すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。
- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。
- 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。

1 安心・安全を守る学校危機管理の充実

2 教職員の資質能力の向上

3 教職員の働き方改革の推進

4 魅力ある学校づくり

- (1) 災害時や新たな感染症の流行等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障
- (2) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (3) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）
- (4) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実
- (7) 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進

特に配慮すべき事項

- (1)・感染症対策の徹底
・オンラインによる学習支援の充実
- (3)・自転車運転免許教室の実施など
- (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施
- (6)・全教職員対象の研修会の実施
・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組
・『コンプライアンスハンドブック』の活用
・**人権教育に関する実践力・指導力の向上と人権意識の高揚を図る人権研修の実施**
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による 学校の教育力の向上

- 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。
- 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画できる資質と能力をはぐくむ。

1 社会に開かれた教育課程の実現

2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

- (1) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上
- (2) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (3) コミュニティ・スクール※の展開
- (4) あいさつが交わされるまちづくりの推進
- (5) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実
- (6) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (7) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進

※ コミュニティ・スクール

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校

特に配慮すべき事項

- (1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立
- (2)・学校だよりやホームページを活用
- (3)・学校運営協議会の開催
- (5)(6)
・情報モラル教育の充実
・新聞等の効果的な活用
・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実
- (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実

社会教育指導の重点

社会教育においては、「第3次ふるさと向日市創生計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ推進計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や主体的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの推進	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、主体的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

特に配慮すべき事項

- (1) ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

(3) 施設の特徴を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実

特に配慮すべき事項

- (3)・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館>

・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

・施設における蔵書構成やレファレンス機能の充実及びインターネットサービスや電子書籍サービス等の提供による利便性の向上

<文化資料館>

・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と展示・講座等での積極的な活用及びデジタルシステムを使った情報発信の拡充

<天文館>

・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題※についての理解の促進
- (3) PTA活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1)・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
 - (2)・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、現代的課題への理解促進に向けた取組を推進
- ※ インターネット・SNS などの正しい利用、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) 地域の青少年健全育成団体等と連携し、体験活動を推進
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4)・地域の青少年健全育成団体等と連携を図り、「安全見守りパトロール」、「あいさつ運動」及び現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
 - ・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
 - ・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

ス ポ ー ツ の 推 進

スポーツを「する」「みる」「ささえる」※を通じたスポーツ人口の拡大を目指し、市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実を図る。

※「する」「みる」「ささえる」 文部科学省策定「スポーツ基本計画」で提唱

1 スポーツ活動の推進

- (1) 子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も、気軽に参加できるライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (2) 超高齢社会において健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた取組の推進
- (3) スポーツを楽しむ環境づくりの推進
- (4) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1)・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動の推進及びスポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2)・高齢者をはじめ多くの方が、日常的な運動による健康の維持、体力の向上を図ることができる機会の充実
- (3)・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援
 - ・学校体育施設の利用促進

歴 史 ・ 文 化 資 源 の 整 備 と 活 用

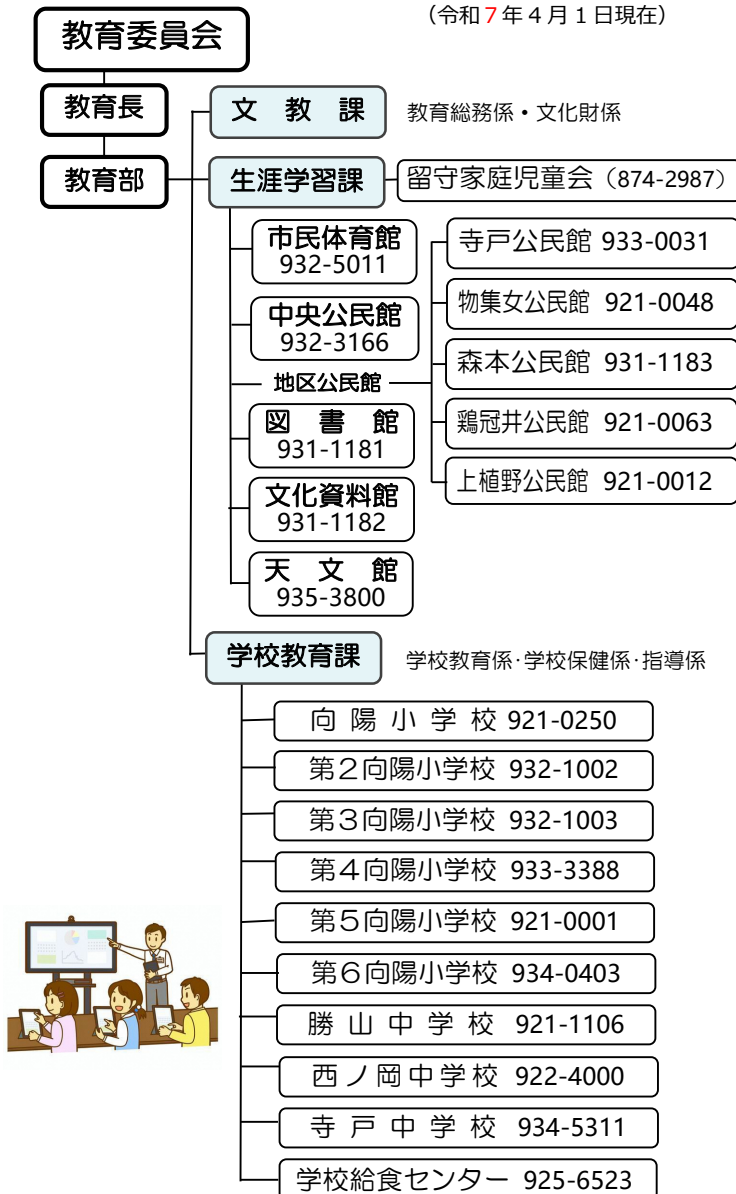
文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1 文化財の保護と活用

- (1) 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

向日市教育委員会組織図

(令和7年4月1日現在)



向日市教育委員会

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
TEL (075) 874-2998 FAX (075) 931-2555

図書館

向日市に住んでいる方、在学・在勤している方
ならどなたでも借りることができます。

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
返却だけのご来館の場合、ブックポスト
をお使いください (24 時間利用可能)

休館日

・月曜日 (休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
・特別整理期間 (不定期)
・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

LINE

文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日
市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・
整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を
果たしています。

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
(入館は午後 5 時 30 分まで)

休館日

・月曜日
(休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



入館料 無料

ホームページ

天文館

天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口
径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型
天体観測室とを備えています。

開館時間

・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
(入館は午後 5 時まで)

休館日

・毎週月・火曜日
・国民の祝日・休日、機械調整日
・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



入館料 無料 (プラネタリウムは有料)

ホームページ

教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する
問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

・教育委員会学校教育課内
・月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
・TEL (075) 931-6060

●小中学生自身の悩みや育 ての悩みについて

教育相談員

・教育委員会学校教育課内
・火・木 午前 10 時～午後 4 時 (休憩時間含む)
・TEL (075) 874-2998

●不登校児童生徒のための 自立支援について

スクールカウンセラー

・向陽小学校及び各中学校に配置
・お問い合わせは、在籍している小・中学校へ連
絡してください。

●子どもの発達や障がいにつ いて

ひまわり広場

・向日市天文館内に開設
・月～金 午前 9 時 30 分～正午
・TEL (075) 874-2998

●障がいのある児童生徒の 就学及び教育的支援について

通級指導教室

・各学校に設置
・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、
小・中学校へ連絡してください。

教育支援委員会

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、
小・中学校へ連絡してください。





古都のむこう 魅力のふるさと

向日市の 史跡等



●物集女車塚古墳

国指定史跡
古墳時代後期の全長約 46mの前方後円墳で、毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡

市指定史跡
森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土し、府の文化財に指定されています。



●五塚原古墳

国指定史跡
古墳時代前期の全長約 92mの前方後円墳です。



●東院公園

市指定史跡
長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



●内裏跡・旧上田家住宅

国指定史跡・国登録文化財
長岡宮の天皇の住まいがあった場所に建つ近代の農家住宅です。



●一文橋

西国街道沿いで、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



●大極殿公園

国指定史跡
桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいくでん）です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。



●朝堂院跡

国指定史跡
長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備しています。



●中小路家住宅

国登録文化財
西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。



●竹の径

府選定文化的景観
向日市特産の「孟宗竹」を使った総延長が 1800mの竹垣の散策路です。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500 選」などに選ばれています。



●寺戸大塚古墳

国指定史跡
古墳時代前期の全長約 98mの前方後円墳です。



●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約 65 m、高さ約 7mの円形をしています。

●元稻荷古墳

国指定史跡
古墳時代前期の全長約 94mの前方後方墳です。



●須田家住宅

府指定文化財
西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家です。



●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには、府指定文化財の鶏冠井題目踊が奉納されます。



●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●向日神社

国重要文化財・国登録文化財
養老 2 年（西暦 718 年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式です。

調整中

令和 7 年度「向日市の教育」（指導の重点）【新旧対照表】

諸 報 告 資 料

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
表紙の内容及び説明		表紙の内容及び説明 ※ <u>下線部</u> は新規に挿入または修正箇所		
【表紙】 令和 6 年度 （市章） 向日市の教育 （写真） ◇小学校 ICT を活用した授業（3 向小） ◇小学校 ふるさと学習（2 向小） ◇小学校 臨海学習（4 向小） ◇中学校 中学生英語スピーチ大会 ◇中学校 体育大会（西ノ岡中） ◇文化財 ふわふわ！朝堂 in ◇資料館 学んで語ろう！古代のみやこ・長岡京 ◇その他 企業連携（オルゴール館見学） ◇その他 コミュニティスクール 向日市教育委員会 令和 6 年度 指導の重点 【説明】写真 9 枚について 1 表紙写真は、以下を踏まえ選定 （1）本市に関連して R 5 年度実施した取組から選定（計 9 枚） （2）学校教育と社会教育とのバランスを考慮 （学校教育 6 枚、社会教育 3 枚） ＜学校教育＞ ・校種（小、中）や対象（児童、生徒、教職員）のバ ランスを考慮 （小学校 4 枚、中学校 2 枚） ＜社会教育＞ ・図書館、資料館、文化財調査事務所等の事業内容のバ ランスを考慮 2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記		【表紙】 令和 <u>7</u> 年度 （市章） 向日市の教育 （写真） ◇小学校 向日市小学生陸上運動交歓記録会 ◇小学校 ふるさと学習（3 向小） ◇小学校 能楽師による伝統文化体験（6 向小） ◇中学校 中学生職場体験（西ノ岡中） ◇中学校 中学生英語スピーチ大会（寺戸中） ◇中学校 異年齢交流（勝山中） ◇天文館 天文館出前講座「月の満ち欠け」 ◇資料館 作って学ぼう 古代のみやこ・長岡京 ◇文化財 物集女城跡国史跡記念シンポジウム 向日市教育委員会 令和 <u>7</u> 年度 指導の重点 【説明】写真 9 枚について 1 表紙写真は、以下を踏まえ選定 （1）本市に関連して <u>R 6 年度</u>実施した取組から選定（計 9 枚） （2）学校教育と社会教育とのバランスを考慮 （学校教育 6 枚、社会教育 3 枚） ＜学校教育＞ ・校種（小、中）や対象（児童、生徒、教職員）のバ ランスを考慮 （小学校 <u>3</u> 枚、中学校 <u>3</u> 枚） ＜社会教育＞ ・図書館、資料館、文化財調査事務所等の事業内容のバ ランスを考慮 2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記		・時点修正 ・写真の選定理由は 下段の【説明】欄参 照 ・時点修正 ・時点修正

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由																				
前文の内容		前文の内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所																						
学校教育指導の重点 現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。 本市では、「第2次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。 このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む※「社会に開かれた教育課程の実現」を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。 【重点となる5つの柱】 <table><tr><td>豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進</td><td>1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成</td></tr><tr><td>豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</td><td>1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</td></tr><tr><td>健やかな身体をはぐくむ教育の推進</td><td>1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進</td></tr><tr><td>学びを支える教育環境の充実</td><td>1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり</td></tr><tr><td>学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</td><td>1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</td></tr></table> ※ 社会に開かれた教育課程 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと		豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成	豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実	健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進	学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり	学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進	学校教育指導の重点 現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。 本市では、「第<u>3</u>次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。 このため、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力をはぐくむ※「社会に開かれた教育課程の実現」を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。 【重点となる5つの柱】 <table><tr><td>豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進</td><td>1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成</td></tr><tr><td>豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</td><td>1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</td></tr><tr><td>健やかな身体をはぐくむ教育の推進</td><td>1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進</td></tr><tr><td>学びを支える教育環境の充実</td><td>1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり</td></tr><tr><td>学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</td><td>1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</td></tr></table> ※ 社会に開かれた教育課程 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと		豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成	豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実	健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進	学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり	学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進	令和 7 年 3 月、「第 3 次ふるさと向日市創生計画」に改定に伴い修正
豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成																							
豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実																							
健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進																							
学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり																							
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進																							
豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成																							
豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実																							
健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進																							
学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり																							
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進																							

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進 ○ 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力をはぐくむ教育を推進する。 ※1 確かな学力 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力 1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成 (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 (2) 1 人 1 台端末等 ICT を効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実 (3) 小中の接続を重視した外国語教育の充実 (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力 ※2 の向上に向けた取組の充実 (8) グローバル化に対応できる人材の育成 (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施 (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実 (13) 中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置付けた計画的な取組の推進 ※2 非認知能力 コミュニケーション能力や自尊心、社会性など数値で示すことが困難とされる力	(1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮 (2) ・授業支援ソフト及びデジタルドリルの活用 ・情報活用能力の育成 (3) ・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用 ・小中や小小の連携強化による学習指導の充実 (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握 (5) ・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実 (9) (11) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 (10) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (12) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携 (13) ・英語検定チャレンジ事業を活用し、一層英語への関心や学習意欲を向上	■豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進 ○ 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力※1をはぐくむ教育を推進する。 ※1 確かな学力 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力 1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成 (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 (2) 1 人 1 台端末等 ICT を効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実 (3) 小中の接続を重視した外国語教育の充実 (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力 ※2 の向上に向けた取組の充実 (8) グローバル化に対応できる人材の育成 (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施 (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実 (13) 中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置付けた計画的な取組の推進 ※2 非認知能力 コミュニケーション能力や自尊心、社会性など数値で示すことが困難とされる力	(1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮 (2) ・授業支援ソフト及びデジタルドリルの活用 ・情報活用能力の育成 (3) ・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用 ・小中や小小の連携強化による学習指導の充実 (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握 (5) ・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実 (9) (11) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 (10) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (12) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携 (13) ・英語検定チャレンジ事業を活用し、一層英語への関心や学習意欲を向上	

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進 ○ 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。 ○ 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。 ○ すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。 1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 (1)「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2)同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 (3)人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発 (4)道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (5)子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 (6)家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり (7)社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (8)読書活動を通じた創造力・表現力等の育成 (9)読書活動を支える学校図書館機能の充実 (10)特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実 (11)個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用 (12)授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実 (13)向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底 (14)組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実	(1)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 (2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実 (4)・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 ・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実 (9)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (10)・コーディネーター連絡会議の充実 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用 (12)・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実 (13)・いじめの未然防	■豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進 ○ 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。 ○ 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。 ○ すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。 1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 (1)「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2)同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 (3)人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発 (4)道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (5)子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 (6)家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり (7)社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (8)読書活動を通じた創造力・表現力等の育成 (9)読書活動を支える学校図書館機能の充実 (10)特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実 (11)個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用 (12)授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実 (13)向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底 (14)組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実	(1)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 (2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実 (4)・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 ・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実 (9)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (10)・コーディネーター連絡会議の充実 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用 (12)・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実 (13)・いじめの未然防	

(15)規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実 (16)不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実 (17)保幼小、小中の校種間連携の充実	止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育 (14)・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実 (15)・非行防止教室の実施 (16)・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、ひまわり広場、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置） (17)・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実	(15)規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実 (16)不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実 (17)<u>幼保小</u>、小中の校種間連携の充実	止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育 (14)・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実 (15)・非行防止教室の実施 (16)・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、ひまわり広場、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置） (17)・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や<u>幼保小</u>指導者による合同の研究機会の充実	・幼児教育と学校教育の連携については、<u>幼保小に修正</u> 「<u>幼保小の架け橋プログラム</u>（令和5年2月）」（文部科学省）
--	--	---	---	--

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■ 健やかな身体をはぐくむ教育の推進 ○ 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。 ○ 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。 1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進 (1)体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実 (2)「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (3)中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討 (4)外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成 (5)家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 (6)生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（喫煙・飲酒・薬物乱用防止、感染症対策、メンタルヘルス、性教育等） (7)学校給食を通した食に関する指導充実による食育の推進 (8)地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成	(1)・新体力テストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進 (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進 (3)・中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた市内のスポーツ団体等との協議 (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導 ・「生命（いのち）のがん教育」の活用及び「生命（いのち）の安全教育」の推進 (7)(8) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実 ・小中学校9年間を見通した食育の推進	■ 健やかな身体をはぐくむ教育の推進 ○ 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。 ○ 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。 1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進 (1)体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実 (2)「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (3)中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討 (4)外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成 (5)家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 (6)生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（喫煙・飲酒・薬物乱用防止、感染症対策、メンタルヘルス、性教育等） (7)学校給食を通した食に関する指導充実による食育の推進 (8)地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成 ※ スポーツどころ 「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々が日々の生活の中で「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という前向きで積極的な心のありよう総称。	(1)・新体力テストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進 ・「<u>スポーツどころ※</u>」をはぐくむ教育の推進 (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進 (3)・中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた 部活動指導員の活用や市内のスポーツ団体等との協議 (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導 ・「生命（いのち）のがん教育」の活用及び「生命（いのち）の安全教育」の推進 (7)(8) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実 ・小中学校9年間を見通した食育の推進	・令和7年度「第3次ふるさと向日市創生計画」（向日市教育委員会） 【施策分野6 健やかな身体の育成】に明記されている内容を追加 ・「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針（令和6年3月）」の第4章「学校部活動外部人材等の活用に関する留意事項」に明記されている内容を追加

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■ 学びを支える安心・安全な教育環境の充実 ○ 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。 ○ すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。 ○ 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。 ○ 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。		■ 学びを支える安心・安全な教育環境の充実 ○ 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。 ○ すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。 ○ 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。 ○ 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。		
1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり		1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり		
(1)災害時や新たな感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障 (2)危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (3)交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保） (4)防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 (5)本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進 (6)教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実 (7)教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進	(1)・感染症対策の徹底 ・オンラインによる学習支援の充実 (3)・自転車運転免許教室の実施など (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 (6)・全教職員対象の研修会の実施 ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組 ・『コンプライアンスハンドブック』の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進	(1)災害時や新たな感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障 (2)危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (3)交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保） (4)防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 (5)本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進 (6)教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実 (7)教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進	(1)・感染症対策の徹底 ・オンラインによる学習支援の充実 (3)・自転車運転免許教室の実施など (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 (6)・全教職員対象の研修会の実施 ・人権教育に関する実践力・指導力の向上と人権意識の高揚を図る人権研修の実施 ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組 ・『コンプライアンスハンドブック』の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進	「向日市の教育」前文の変更による趣旨を踏まえ、改めて人権研修について追加 「人権教育を推進するために（令和7年度版）」（京都府教育委員会） (2)今日の状況を踏まえた人権教育の推進 「人権学習モデルカリキュラム集（令和6年3月発行）」

令和 6 年度		令和 7 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上 ○ 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。 ○ 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画しできる資質と能力をはぐくむ。		■学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上 ○ 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。 ○ 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画しできる資質と能力をはぐくむ。		
1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進		1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進		
(1)学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上 (2)家庭・地域社会への積極的な情報発信 (3)コミュニティ・スクール※3の展開 (4)あいさつが交わされるまちづくりの推進 (5)環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実 (6)国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 (7)キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進	(1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立 (2)・学校だよりやホームページを活用 (3)・地域学校協働活動との一体的な推進 (5)(6) ・情報モラル教育の充実 ・新聞等の効果的な活用 ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実	(1)学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上 (2)家庭・地域社会への積極的な情報発信 (3)コミュニティ・スクール※の展開 (4)あいさつが交わされるまちづくりの推進 (5)環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実 (6)国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 (7)キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進	(1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立 (2)・学校だよりやホームページを活用 (3)・地域学校協働活動との一体的な推進 (5)(6) ・情報モラル教育の充実 ・新聞等の効果的な活用 ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実	
※3 コミュニティ・スクール 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校		※ コミュニティ・スクール 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校		

令和 7 年 度

向日市の教育（指導の重点）

新旧対照表

向日市教育委員会

（ 6 年 度 → 7 年 度 ）

令和7年度 社会教育指導の重点（案）

令和6年度		令和7年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■家庭・地域社会の教育力の向上（7頁） 社会教育においては、「第2次ふるさと向日市創生計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ推進計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、（以下略） ■生涯学習環境の充実（8頁） （3）施設の特色を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実 特に配慮すべき事項・〈図書館〉 蔵書・レファレンス機能の整備と、ホームページやLINEなどインターネットを介した情報機能の拡充、及び読書推進のための各種事業の充実 ■家庭・地域社会の教育力の向上（8頁） 2 地域社会の教育力の向上 （3）体験活動や集団学習を行うジュニアリーダー養成講座を開催し次世代のリーダーとなる青少年の育成 ■組織図（10頁） （令和6年4月1日現在） ■向日市の史跡等（11頁）		社会教育においては、「第3次ふるさと向日市創生計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ推進計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、（以下略） 施設における蔵書構成やレファレンス機能の充実及びインターネットサービスや電子書籍サービス等の提供による利便性の向上 （3）地域の青少年健全育成団体等と連携し、体験活動を推進 （令和7年4月1日現在） ●物集女城跡 国指定史跡 画像 画像・説明文（調整中）		令和7年度から新たな計画期間が始まるため 計画期間満了により、削除 電子書籍サービスを導入したため 市民団体等との共催に移行 年の変更 令和6年10月指定を受け、追加

令和6年度 第2回いじめ調査の概要について

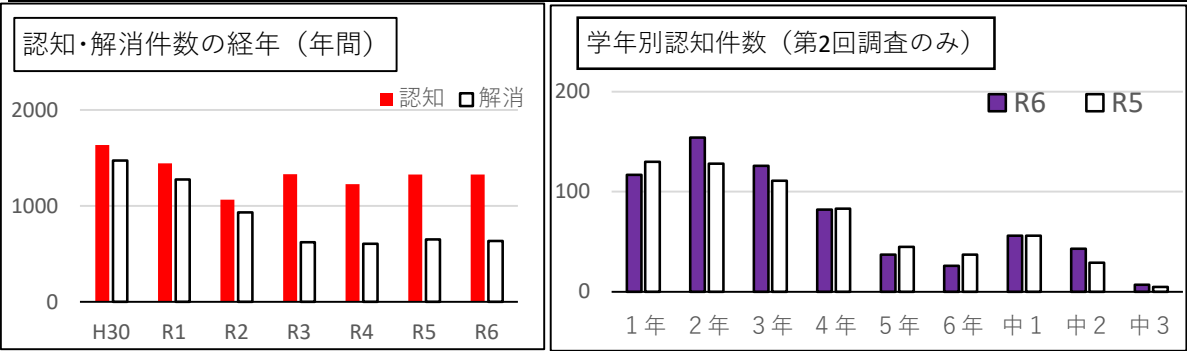
<第1回調査(7月)→追跡(11月)→第2回調査(11月)→追跡(2月実施予定)>

令和7年2月13日
学校教育課指導係

1 認知、未解消、解消の件数

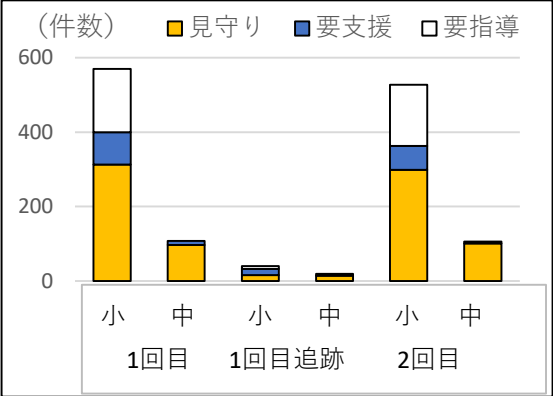
小学校:人 3,069 中学校:人 1,380

	第1回調査(追跡後)				第2回調査				年間	
	小学校		中学校		小学校		中学校		合計	
	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5
認知件数	570	607	108	93	542	534	106	92	1326	1326
未解消件数	40	34	19	22	527	526	106	92	692	674
(要指導)	7	6	0	1	164	176	0	4	171	187
(要支援)	17	10	5	8	64	53	5	20	91	91
(見守り)	16	18	14	13	299	297	101	68	430	396
解消	530	573	89	71	15	8	0	0	634	652



※H29第2回調査から「解消」の定義を変更

2 未解消の状況



	1回目		1回目追跡		2回目	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
認知	570	108	570	108	542	106
未解消	570	97	40	19	527	106
要指導	170	0	7	0	164	0
要支援	87	11	17	5	64	5
見守り	313	97	16	14	299	101
解消	0	0	530	89	15	0

3 いじめの態様 (第2回調査のみ)

複数回答

	小学校		中学校	
	R6	R5	R6	R5
① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	354	313	66	66
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	114	98	11	15
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	147	136	34	40
④ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	75	69	18	23
⑤ 金品をたかられる。	13	12	1	3
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	34	34	4	9
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	107	118	14	10
⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	7	17	8	7
⑨ その他	0	0	0	0

